

# 事故处理基準

2006年12月20日 制 定

2026年 1月 1日 最終改定実施日

住 鋳 物 流 株 式 会 社

## 目 次

|       |          |       |   |
|-------|----------|-------|---|
| 第 1 章 | 総 則      | ..... | 1 |
| 第 2 章 | 事故発生時の通報 | ..... | 1 |
| 第 3 章 | 事故の処理等   | ..... | 4 |

# 事故処理基準

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規定に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第 2 条 この基準において「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは、疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第 2 章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第 4 条 船長は、事故の状況を本店事務所の運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したもののから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

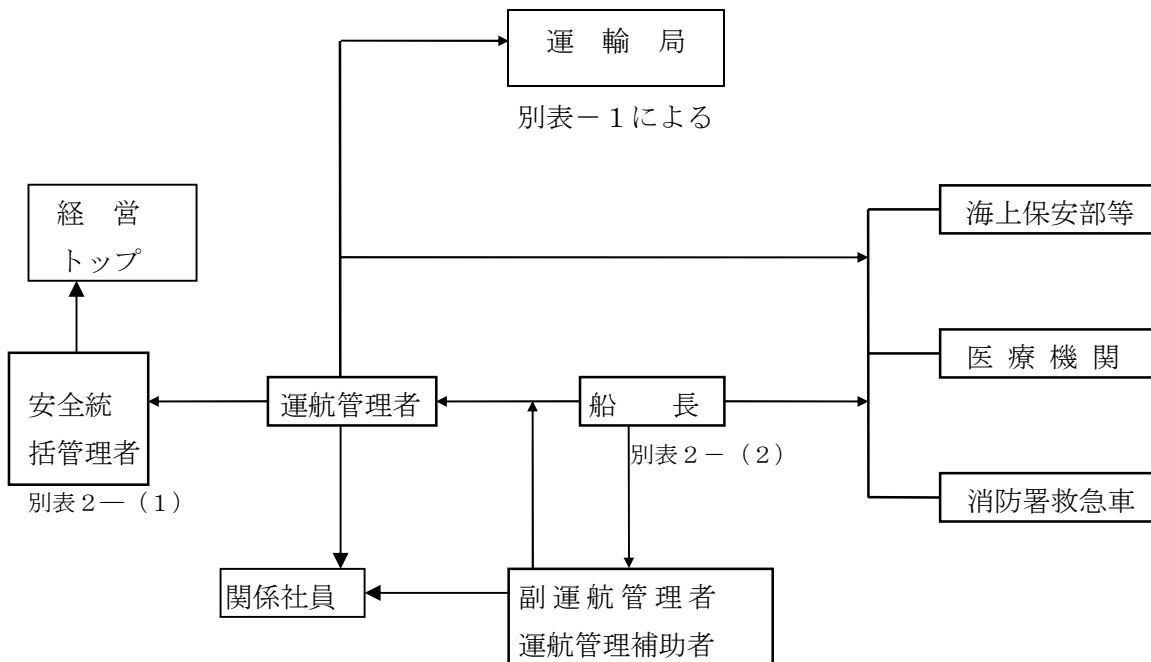
- 2 船長の海上保安署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後別表-1「非常連絡表」により最寄りの海上保安署等に行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。

非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4. 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名      ② 日時      ③ 場所      ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無      ⑥ 救助の要否      ⑦ 当時の気象、海象

(2) 事故等の態様による事項

| 事故の種類 |       | 連絡事項  |
|-------|-------|---|
| A     | 衝突事故  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）</li> <li>② 船体、機器の損傷状況</li> <li>③ 浸水の有無（あるときはD項）</li> <li>④ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）</li> <li>⑤ 自力航行の可否</li> <li>⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、船主（又は傭船者）、船長名（できれば住所、連絡先）</li> <li>⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）</li> </ul> |
| B     | 乗揚げ事故 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等）</li> <li>② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況</li> <li>③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響</li> <li>④ 船体、機器の損傷状況</li> <li>⑤ 浸水の有無（あるときはD項）</li> <li>⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否</li> <li>⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）</li> </ul>       |
| C     | 火災事故  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出火場所及び火災の状況</li> <li>② 出火原因</li> <li>③ 船体、機器の損傷状況</li> <li>④ 消火作業の状況</li> <li>⑤ 消火の見通し</li> </ul>  |
| D     | 浸水事故  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 浸水箇所及び浸水の原因</li> <li>② 浸水量及びその増減の程度</li> <li>③ 船体、機器の損傷状況</li> <li>④ 浸水防止作業の状況</li> <li>⑤ 船体に及ぼす風浪の影響</li> <li>⑥ 浸水防止の見通し</li> <li>⑦ 流出油の有無<br/>（あるときは、その程度及び防除措置）</li> </ul>  |

| 事故の種類 |                           | 連絡事項   |
|-------|---------------------------|--|
| E     | 強盗、殺人、<br>傷害、暴行等<br>の不法行為 | ① 事件の種類<br>② 事件発生の端緒及び経緯<br>③ 被害者の氏名、被害状況等<br>④ 被疑者の人数、氏名等<br>⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等<br>⑥ 措置状況等 |
| F     | 人身事故<br>(行方不明を<br>除く)     | ① 事故の発生状況<br>② 死傷者数又は疾病者数<br>③ 発生原因<br>④ 負傷又は疾病の程度<br>⑤ 応急手当の状況<br>⑥ 緊急下船の必要の有無                      |
| G     | 旅客、乗組員<br>等の行方不明          | ① 行方不明が判明した日時及び場所<br>② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）<br>③ 行方不明の氏名等<br>④ 行方不明者の遺留品等                              |
| H     | その他の事故                    | ① 事故の状況<br>② 事故の原因<br>③ 措置状況   |
| I     | インシデント                    | ①インシデントの状況<br>②インシデントの原因<br>③措置状況  |

### 第 3 章 事故の処理等

(船長の取るべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全及び船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損害状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3. 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への周知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

|                                 | 職 務   |
|---------------------------------|---|
| 経営 トップ                          | 総 指 揮   |
| 安全統括管理者、<br>運航管理者               | 総指揮補佐又は総指揮  |
| 救難対策部<br>班長 副運航管理者<br>班員 海運部部員  | 事故の実態把握、事故関係情報の収集<br>船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、<br>その他救難に必要な事項に関すること           |
| 旅客・庶務対策部<br>班長 総務部長<br>班員 総務部部員 | 旅客及び被災者の把握、被災者の救護<br>被災者の近親者への連絡及び世話<br>報道関係者の応対、救護関係物資の調達補給その他庶務に関すること |

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

|      | 職 名              |
|------|------------------|
| 委員長  | 経営トップ            |
| 副委員長 | 安全統括管理者<br>運航管理者 |
| 委員   | 海務担当者            |
| 〃    | 営業担当者            |
| 〃    | 副運航管理者           |
| 〃    | 関係運航管理補助者        |

事故調査委員会

別表－1

## 非常連絡表（官公庁・病院）

| 区分                | 連絡先                              | 電話番号         | 住所                            |
|-------------------|----------------------------------|--------------|-------------------------------|
| 運輸局・海上保安部・警察署・消防署 | 運輸局関係<br>四国運輸局海上安全環境部<br>運航労務監理官 | 087-802-6830 | 高松市物部1-3番33号<br>高松物部1-1合同庁舎南館 |
|                   | 愛媛運輸支局<br>今治海事事務所                | 0898-33-9003 | 今治市片原町1丁目3-2<br>(今治港湾合同庁舎2F)  |
|                   | 海上保安部関係<br>今治海上保安部               | 0898-32-2882 | 今治市片原町1丁目3-2                  |
|                   | 新居浜海上保安署                         | 0897-32-0118 | 新居浜市西原町2-7-55                 |
|                   | 新居浜警察署                           | 0897-35-0110 | 新居浜市久保田町3-9-8                 |
|                   | 新居浜市消防本部                         | 0897-34-0119 | 新居浜市一宮町1-5-1                  |
|                   | 住友金属鉱山(株)警備本部                    | 0897-37-4819 | 新居浜市西原町3-5-3                  |
|                   | (株)四阪製錬所                         | 0897-34-6820 | 今治市宮窪町四阪島                     |
| 医療関係              | 新居浜地区<br>住友別子病院                  | 0897-37-7111 | 新居浜市王子町13-1                   |
|                   | 十全総合病院                           | 0897-33-1818 | 新居浜市北新町1-5                    |
|                   | 愛媛労災病院                           | 0897-33-6191 | 新居浜市南小松原13-27                 |
|                   | 県立新居浜病院                          | 0897-43-6161 | 新居浜市本郷町3-1                    |
|                   | 田坂外科                             | 0897-41-7055 | 新居浜市北内町1-2-7                  |
|                   | 立花外科                             | 0897-41-4118 | 新居浜市喜光寺町1-13-29               |

制定日

2006. 12. 20

最終改定実施日

2026. 1.1

---

---

改定履歴

2014. 7. 1 (安全統括管理者の解任・選任届出)
2015. 2. 19 (運航管理者補助変更および個人情報保護の目的に伴う 連絡表)
2016. 3. 10 (救難対策船長の変更に伴う 連絡表)
2016. 7. 1 (経営トップおよび副運航管理者ならびに組織改正に伴う 連絡表)
2017. 10. 4 (非常時における連絡体制の簡素化、官公庁の住所変更に伴う 連絡表)
2018. 10. 16 (組織改正および役職ならびに住所変更に伴う 連絡表)
2019. 7. 1 (経営トップ交代に伴う 連絡表)
2020. 2. 14 (使用船舶の変更に伴う 連絡表)
2020. 10. 16 (副運航管理者の変更に伴う 連絡表)
2021. 5. 1 (救難補助・運航管理者補助(四阪製錬所)担当者の変更に伴う連絡表)
2022. 3. 1 (安全環境品質保証室設置に伴う連絡表)
2023. 7. 12 (愛媛運輸支局 今治海事事務所、今治海上保安部移転に伴う非常連絡表  
(官公庁・病院))
2024. 5. 15 (愛媛運輸支局 今治海事事務所 事務所長交代に伴う 非常連絡表 別表 2-(2))
2024. 7. 10 (経営トップ、海運部長、運航管理者の交代に伴う 非常連絡表)
2025. 10. 28 (旅客船庶務対員・運航管理者補助者の連絡先および役職変更) 運輸部長削除  
(安全統括管理者の役職変更) 総務部長削除
2025. 12. 1 (副運航管理者の交代およびそれに伴う非常連絡表の修正)
2026. 1. 1 (非常連絡表 関係各所の連絡先追加 安全環境品質保証長の交代)